

第百四十二回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第四号

平成十年三月十三日(金曜日)

午後三時十四分開議

出席委員

委員長 前田 武志君

理事 安倍 晋三君

理事 仲村 正治君

理事 原口 一博君

理事 長内 順一君

理事 石崎 岳君

理事 遠藤 利明君

理事 佐藤 静雄君

理事 望月 義夫君

理事 吉川 貴盛君

赤松 正雄君

三沢 淳君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 宗男君

官(沖繩開発庁長

出席政府委員

沖繩開発庁総務局長 玉城 一夫君

委員外の出席者

衆議院調査局第一特別調査室長 清水 紀洋君

委員の異動

三月十三日

辞任

鰐淵 俊之君

同日

補欠選任

三沢 淳君

辞任

三沢 淳君

同日

補欠選任

鰐淵 俊之君

三月十三日

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律

第二類第五号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第四号 平成十年三月十三日

案(内閣提出第四〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四〇号)

○前田委員長 これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、沖繩振興
開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

趣旨の説明を聴取いたします。鈴木沖繩開発庁
長官。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律
案
(本号末尾に掲載)

○鈴木國務大臣 ただいま議題となりました沖繩
振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につ
いて、その提案理由及び概要を御説明申し上げま
す。

政府は、沖繩がさきの大戦において筆舌に尽く
しがたい苦難の歴史を経験し、さらにその後、二
十七年間にわたって米国の施政下に置かれたこ
と等にかんがみ、本土への復帰以来、沖繩におけ
る基本的な社会資本の整備や、地理的、自然的な
特性に即した沖繩の振興開発を図ってまいりまし
た。すなわち、沖繩振興開発特別措置法により、
三次にわたる総合的な沖繩振興開発計画を策定
し、これまでに、面積当たりで全国平均の四・七
倍の公共事業関係費を投入するなど特別の措置を
講じ、もって、沖繩の振興開発を積極的に推進し
てきたところであります。

しかしながら、沖繩は、本土から遠隔の地にあ
り、また、多数の離島により構成されているなど
の不利な条件に加え、全国の米軍施設・区域の七
五％が存在するなど本土とは異なる事情を抱えて
おり、沖繩の経済社会は依然として厳しい状況に
あります。

沖繩における米軍施設・区域の整理、統合、縮
小と沖繩振興策は、引き続き内閣の最重要課題で
あり、沖繩県が地域経済として自立し、雇用が確
保され、沖繩県民の生活の向上に資するよう、ま
た、我が国経済社会の発展に寄与する地域として
整備されるよう、政府として最大限の努力を払っ
てまいります。

昨年十一月の沖繩復帰二十五周年記念式典にお
ける内閣総理大臣式辞を踏まえ、特別自由貿易制
度を初め、情報通信産業の振興や観光の振興のた
めの制度の創設など、沖繩の振興開発のための特
別の措置を新たに導入することとし、ここにこの
法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を申
上げます。

第一に、特別自由貿易地域制度を創設し、製造
業等を営む特定の法人につきまして、所得控除の
適用があることとしております。

第二に、自由貿易地域及び工業等開発地区に関
し、特定の機械、建物等につきまして税額控除の
適用があることとし、また、自由貿易地域につい
ては、あわせて関税の課税の選択制を導入するこ
ととしております。

第三に、情報通信産業振興地域制度及び観光振
興地域制度を創設し、特定の機械、建物等につ
きまして税額控除の適用があることとするものと
し、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減
収補てん措置を導入することとしております。

第四に、中小企業の創造的事業活動支援のため

に、税額控除の適用があることとしております。

第五に、旅客が空港内の免税店で関税を免除し
た価格で物品を購入できるようにするため所要の
措置を講じることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要でござ
います。

何とぞ、充実した御審議の上、速やかに御賛同
くださいますようお願いを申し上げます。

○前田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
なお、本案に対する質疑は後日に譲ることとい
いたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法
律案

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する
法律

沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第
百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の二」に、
「自由貿易地域」を「自由貿易地域及び特別自由
貿易地域」に改める。

第二條中第四項を第五項とし、第三項の次に次
の一項を加える。

4 この法律において「情報通信産業」とは、情
報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の
製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影
像又は音声その他の音響により構成される作品
であつて録画され、又は録音されるものの制作
の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフト

ウエア業及び情報処理・提供サービス業をいう。

第十四条の見出しを「設備の新増設の場合の課税の特例」に改め、同条中「ある場合には、」を削り、「新たに」の下に「機械及び装置並びに建物及びその附属設備を」を加え、「機械及び装置並びに建物及びその附属設備について」を「場合に」、「特別償却を行うことができる」を「課税の特例の適用があるものとする」に改める。

第十八条の二を第十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し）

第十八条の八 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設（沖縄開発庁長官が関係行政機関の長と協議して指定する部分に限る。）において購入する物品で当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されたものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、当該物品について納付された関税に相当する金額を払い戻すものとする。

第十八条の次に次の五条を加える。

（情報通信産業振興地域の指定）

第十八条の二 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 沖縄開発庁長官は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならぬ。

4 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又

はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6 第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（課税の特例）

第十八条の三 情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合においては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（準用）

第十八条の四 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらに地方税に係る不均一の課税を課した場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（観光振興地域の指定）

第十八条の五 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、観光

の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第二十二条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域を観光振興地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 沖縄開発庁長官は、観光振興地域を指定するときは、当該観光振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、観光振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

6 第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が観光振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（準用等）

第十八条の六 第十八条の三の規定は、観光振興地域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設）小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとあつて民間事業者が設置及び運営するものをいう。第四項において同じ。）を新設し、又は増設した法人について準用する。

2 沖縄開発庁長官は、前項の指定を受けた販売施設が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 第一項の指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、観光振興地域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらに地方税に係る不均一の課税を課した場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第二十一条の見出しを「（指定業種に属する中小企業等の課税の特例）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（研究開発等事業を行う中小企業等の課税の特例）

第二十一条の二 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条第一項各号に掲げる者又は同条第二項に規定する組合等であつて同法第四条第一項の規定により都道府県知事の認定を受けた法人のうち、沖縄においてその業種における事業活動の活性化の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるものに属する事業を行い、又は行おうとするものが、当該認定に係る同項の研究開発等事業計画に従つて沖縄において機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めると

ころにより、課税の特例の適用があるものとす
る。

第二十二条中「施設」の下に「情報通信産業
振興地域内の情報通信産業の用に供する施設又は
観光振興地域内の観光関連施設」を加え、第三章
中同条の次に次の一条を加える。

(公共施設の整備)

第二十二條の二 国及び地方公共団体は、情報通
信産業振興地域における情報通信産業の振興を
図るために必要な公共施設及び観光振興地域に
おける観光の開発を促進するために必要な公共
施設の整備の促進に努めるものとする。

「第四章 自由貿易地域」を「第四章 自由貿
易地域及び特別自由貿易地域」に改める。

第二十三條第一項中「地域を」を「地域(次条
第一項に規定する地域に該当する地域を除く。)
を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特別自由貿易地域の指定)

第二十三條の二 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事
の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経
るとともに、関係行政機関の長に協議して、企
業の立地が進んでいない地域(その面積が政令
で定める規模以上であることその他政令で定め
る要件に該当する地域に限る。)であつて、相
当数の従業員を使用する企業等の集積を促進す
ること等が沖縄における産業及び貿易の振興に
資するため必要とされる地域を特別自由貿易地
域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとする
ときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴か
なければならない。

3 沖縄開発庁長官は、特別自由貿易地域を指定
するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び
区域を官報で公示しなければならない。

4 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づ
き、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はそ
の区域を変更することができる。この場合にお
いては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、

特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一
項の政令で定める要件を欠くに至つたと認める
ときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄
振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政
機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の
指定を解除し、又はその区域を変更することが
できる。

6 第三項の規定は、前項の規定により沖縄開発
庁長官が特別自由貿易地域の指定を解除し、又
はその区域を変更する場合に準用する。

第二十四條の見出し及び同条第一項中「自由貿
易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を加え、
同条の次に次の一条を加える。

第二十四條の二 特別自由貿易地域内において前
条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係
るものに限る。)を受けた法人で当該特別自由
貿易地域内において設立され、専ら当該地域内
において製造業、倉庫業又はこん包業を営むも
のは、常時使用する従業員の数が政令で定める
数以上であることその他政令で定める要件に該
当する旨の沖縄開発庁長官の認定を併せて受け
ることができる。

2 前項の認定に関し必要な事項は、政令で定め
る。

第二十五條第一項中「自由貿易地域」の下に「又
は特別自由貿易地域」を加え、同条第二項中「前
条第一項」を「第二十四條第一項」に改め、「自
由貿易地域」の下に「又は特別自由貿易地域」を
加え、同条第三項中「前条第一項」を「第二十四
條第一項」に改める。

第二十五條の二の次に次の一条を加える。

(課税物件の確定に関する特例)

第二十五條の三 第二十五條第二項の規定により
許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規
定により許可を受けた保税工場における保税作
業(関税法第五十六條第一項に規定する保税作
業をいう。)による製品である外国貨物が輸入
される場合における当該外国貨物に係る関税の
確定については、関税暫定措置法で定めるところ

ろにより、関税法第四條第一項第二号に係る同
項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規
定を適用することができるものとする。

第二十六條中「法人で自由貿易地域」の下に「又
は特別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の一
条を加える。

(課税の特例)

第二十六條の二 第二十四條の二第一項の認定を
受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又
はこん包業に係る所得については、租税特別措
置法で定めるところにより、課税の特例の適用
があるものとする。

第二十七條中「自由貿易地域」の下に「及び特
別自由貿易地域」を加え、同条の次に次の二条を
加える。

(資金の確保等)

第二十七條の二 国及び地方公共団体は、事業者
が行う自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の
事業の用に供する施設の整備のために必要な資
金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第二十七條の三 国及び地方公共団体は、自由貿
易地域及び特別自由貿易地域における企業の立
地を促進するために必要な公共施設の整備の促
進に努めるものとする。

第二十八條第一項中「自由貿易地域」の下に「又
は特別自由貿易地域」を加え、「行なう」を「行
う」に改める。

第三十一條中「電気事業者(電気事業法第二
条第一項第八号に規定する電気事業者をいう。)
を削り、「場合における当該設備」を「電気事業
者(電気事業法第二條第一項第八号に規定する電
気事業者をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十年四月一日から施行
する。ただし、第十八條の二を第十八條の七と
し、同条の次に一条を加える改正規定(第十八
條の二を第十八條の七とする部分を除く。)及

び第二十五條の二の次に一条を加える改正規定
は、公布の日から起算して三月を超えない範囲
内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項の表の第二十号の上欄の口
及び第六十五條の七第一項の表の第二十一号の
上欄の口中「第二條第四項」を「第二條第五項」
に改める。

理 由

依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんが
み、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地
域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等
を営む法人の所得について課税の特例を適用する
とともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振
興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客
が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税
の払戻し等の措置を講ずる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

平成十年四月一日印刷

平成十年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F